

降車専用レーン管理規程

制定 2020年12月1日

(名称)

第1条 施設の名称は、熊本空港降車専用レーン（以下「降車帯」という。）とする。

(管理者)

第2条 降車帯の管理者は、熊本国際空港株式会社（所在地：熊本県上益城郡益城町大字小谷1802番地の2、以下「管理者」という。）とする。

(通則)

第3条 降車帯の安全で円滑な運用に関する事項は、この規程による。

(規程の遵守)

第4条 降車帯利用者（同乗者を含む。以下「利用者」という。）は、この規程を遵守しなければならない。

(供用時間)

第5条 降車帯の供用時間は、24時間とする。

2. 利用者は、降車帯を、車両搭乗者の乗降等のために車両を短時間停車させることを目的として利用することができ、それ以外の目的で利用してはならない。
3. 利用者は、1時間を超えて降車帯の利用を継続することはできないものとする。なお、利用者がこの期間を超過して降車帯の利用を継続した場合であっても、当該超過期間分の利用料金は、第8条の定めに従って発生するものとする。

(供用休止)

第6条 降車帯の供用は、次の各号の一に該当する場合には、全部又は一部の供用を休止することがある。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上供用の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃、消毒その他管理上必要があると認められる場合
- (4) 国土交通省当局より供用休止を命じられた場合
- (5) その他やむを得ない事由があると認められる場合

(降車帯利用車両の種類)

第7条 降車帯を利用できる自動車（以下「車両」という。）は、下記の規格内自動車とする。

車種	全長	全幅	全高
普通車・軽自動車	5. 2m以下	2. 5m以下	3. 8m以下

(利用料金)

第8条 降車帯の利用料金は、別表のとおりとする。

(不正利用者に対する割増料金)

第9条 管理者は、利用者が所定の利用料金を支払わないで出場し、又はしようとしたときは、所定の利用料金のほかに、その2倍に相当する額の割増料金を収受することができる。

(利用料金の免除)

第10条 管理者は、第6条の各号に該当する場合において降車帯の全部の供用を中止したときは、降車帯の利用者に対し、その利用期間における利用料金を免除する。その他やむを得ない事情があると認められるときは、免除することができる。

(入退場及び停車位置)

第11条 利用者は、降車帯に入退場する際には、原則車番認証により入退場する。

ただし、降車帯入口において車番認証が正常に作動しないときは、第19条に定める手続きにより入退場する。

- 2 利用者は、入場後車両枠内に停車しなければならない。
- 3 管理者は、降車帯の管理上必要な場合は、利用者に対し、車両の停車位置の変更を指示することができ、利用者はこれに従わなければならない。

(利用拒否)

第12条 管理者は、降車帯が満車であるときは入場を停止するほか、次の各号の一に該当する場合は、入場を拒否することができる。

- (1) 降車帯の施設若しくは器物をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (2) 他の車両及びその積載物若しくはその取付物をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (3) 車両が引火物、爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは積載物から液汁を出しているもの、又は積載物をこぼすおそれのあるもの
- (5) 民間駐車場利用者送迎用車両及びレンタカー利用者送迎用車両
- (6) その他降車帯の管理上支障があると認められるとき

(降車帯内の通行)

第13条 利用者は、降車帯内の車両通行について、道路交通関係法令の定めに基づき、次の各号を守らなければならない。

- (1) 降車帯内では、徐行運転をすること
- (2) 追越しをしないこと
- (3) 停車位置を離れる車両の通行を優先させること
- (4) 標識の表示又は係員の指示に従うこと

(禁止行為)

第14条 利用者及びその関係者は、降車帯内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 降車帯の施設、器物、他の車両、その積載物等をき損し、又は汚損すること
- (2) 喫煙又は火気(器)を使用すること
- (3) たばこの吸い殻、紙くず、空き缶等その他不潔な物を捨てること
- (4) 他の車両の通行及び停車を妨げること
- (5) 他の利用者に対する寄付の要求、物品の販売、ビラ等の配布、車両受渡等の営業行為及びこれらに類する行為をすること
- (6) 降車帯内で宿泊すること
- (7) その他降車帯の管理に支障を及ぼす行為をすること

(交通事故等の届出)

第15条 利用者は、次の場合にはその旨を直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 降車帯において交通事故をひき起こしたとき
- (2) 降車帯の施設若しくは器物又は他の車両、その積載物若しくは、その取付物を滅失、き損又は汚損したとき
- (3) 降車帯内の車両、その車両の積載物若しくは取付物に異常を発見したとき

(出場)

第16条 利用者は、出場の際、降車帯出口の精算機表示の料金を支払わなければならない。

(出場拒否)

第17条 管理者は、利用者が正当の理由なく料金を支払わないときは、停車した車両の出場を拒否することがある。

(事故に対する措置)

第18条 管理者は、降車帯において事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(車番認証しなかった場合の手続き)

第19条 利用者は、入退場において車番認証しなかった場合は利用券発行ボタンを押すことで発行される利用券を受け取り入場し、降車帯出口精算機に利用券を挿入し表示された料金を支払うことで退場ができる。

ただし、利用券が発行されなかった場合は、入退場機器に備え付けのインターフォンにより係員に連絡のうえその指示に従うものとする。

(管理者の損害賠償)

第20条 管理者は、この降車帯内の車両の滅失又は損傷について、損害賠償の責を負わないものとする。ただし、管理者に故意又は重大な過失がある場合は除く。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第21条 管理者は、降車帯に停車する車両内に残置された貴重品その他積載物又は取付物に関する損害について一切損害賠償の責を負わない。

(免責事由)

第22条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による人身事故・物損事故
- (2) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他降車帯内における人身事故・物損事故
- (3) 第三者による強盗、窃盗、傷害その他の犯罪行為により被った損害
- (4) 第6条又は第18条の規定による措置

(利用者の損害賠償)

第23条 利用者は、故意又は過失によりこの降車帯の諸設備又は他の停車中の車両等に損害を与えたときは、遅滞なくその損害を管理者又は他の被害者に賠償しなければならない。

(放置車)

第24条 管理者は、降車帯利用開始後1日以上停車した場合は、管理者の別に定める手続きを行った上で、告知後5日以上経過しても当該車両の引き取りが見込めない場合には、第三者を立ち会わせてこの車両の処分をすることができる。

附 則

この規程は、2020年12月1日から適用する。

(別 表)

〈 利 用 料 金 表 〉

(消費税を含む)

車 両 区 分	時 間	料 金
普 通 車 軽 自 動 車	入場から5分まで	無 料
	入場から5分超～10分まで	300円
	以降5分毎に	100円加算